

ガス事業法における新たな技術審査制度の創設 (ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第64条)

規制改革の内容

措置前

ガス事業法に基づく事業(※)については、国の技術基準にある技術を用いて事業を実施。

※パイプライン(導管)を用いた都市ガスや水素ガスの供給事業など

措置内容

国の技術基準にある技術以外の技術であっても、事業者からの申請に基づき安全性が審査・承認されることで、これを用いた事業の実施が可能に。

効果

諸外国で導入されている最先端の技術などを取り入れやすくなり、水素ガスの社会実装に寄与！

規制改革の概要

措置前

国の技術基準にある技術

例) 臭によるガス漏えいの感知

利用可能 ○



国の技術基準にない技術

利用不可 ×



安全審査の仕組みの導入(大臣特認制度の創設)後

事業者(申請者)

承認申請書等

例) センサーによるガス漏えい検知

承認証又は不承認証の受領

経済産業省

承認申請書受付

大臣特認制度ワーキングの
開催・審査(注)

承認

不承認

承認証又は不承認証の交付

(注) 安全性の確保等は、事業者(申請者)が科学的なデータ等により自ら立証することが必要

大臣特認制度の活用により新たな技術の利用が可能に！